

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00273835
2024年6月3日

発信課	市民生活部 地域活動推進課
担当者	塚原 隆太郎
連絡先	電 話 0166-25-6012
	F A X
	E-mail chiikikatsudo@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [○] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	令和6年6月3日 ~ 令和6年6月21日
発表項目 (行事名)	令和6年度町内会等活性化事業の追加募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	地域力の向上と地域主体のまちづくりを推進するため、町内会や自治会が主体となって取り組む組織力強化や地域の課題解決、地域住民相互の交流促進等の活動に対して補助金を交付する「町内会等活性化事業」につきまして、今年度は追加募集を行います。 ●補助対象団体 旭川市内の町内会や自治会 (今年度採択済の団体は対象外です) ●補助額 補助対象経費の8割以内又は10割以内 (上限6万3千円) ※補助金交付には条件あり。 ※加入促進イベントや町内会案内パンフレットの作成など、町内会等の組織力を強化する事業に対しては全額補助。 ●申込締切 令和6年6月21日(金) ●これまでの採択事業(一部) 自主防災活動、町内会創立周年記念事業、夏祭り、不法投棄・防犯対策活動など
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道(取材)に当 たってのお願い	
備 考	



令和6年度「町内会等活性化事業」 の募集について



追加募集

旭川市では、町内会や自治会が主体となって取り組む組織力の強化や地域の課題解決、地域住民相互の交流促進等の活動に対して補助金を交付する「町内会等活性化事業」を実施しております。

令和6年度の町内会等活性化事業について、4月に審査・採択を行いました。事業予算に若干の余裕があることから、同事業の追加募集を行うことといたします。

事業の概要は下記のとおりです。町内会や自治会内で同補助金制度の活用について御検討いただきますようお願いいたします。

※なお、同事業については、予算残額である6万3千円の範囲内にて実施いたします。

●対象団体

旭川市内の町内会や自治会

(今年度の町内会等活性化事業の採択を受けている団体は対象外)

※申請は、1団体につき1事業とします。

●補助金の額

補助対象経費の8割以内又は10割以内(6万3千円まで)

●対象となる事業

地域住民の創意工夫による町内会等の活動活性化に向けた次のような事業

【補助率10割】

① 町内会等の組織力を強化する事業

会員加入促進イベント、町内会案内パンフレット作成、町内会等の統合・再編に向けた活動 など



【補助率8割】

① 地域課題の解決に向けた事業

自主防災組織の設立、高齢者の見守り体制の構築、地域除雪体制の整備 など

② 地域住民の交流に関する事業

世代間交流事業、地域交流イベント、町内会のホームページ作成 など



③ その他地域力向上に関する事業

町内会広報紙の創刊・リニューアル

地域で活動する団体と連携して新たに取り組む事業 など



※注意事項※

事業の採択は、事業の必要性や効果、企画内容、チャレンジ性などについて審査委員会の審査を経て決定されます。

また、以下の事業は補助金の対象とはなりませんので御注意ください。

○他の市補助金と重複するもの ○政治・宗教・営利活動・募金活動 ○特定の個人や関連性のない団体の構成員のみを対象としたもの ○事業の内容が主として工事や委託で行われるもの

裏面に続く→

●募集から事業報告まで

募集期間
(計画書の提出期間) 令和6年6月21日(金)まで



審査委員会 令和6年6月末(予定)



補助申請 令和6年7月上旬以降



事業実施期間 補助金の交付が決定した日(7月上旬)～令和7年3月末日までの間



事業報告 事業実施終了後30日以内又は令和7年3月末日のいずれか早い日まで

●申請書類等

1 事業計画書(様式第1号)

2 事業実施計画書(様式第2号)

3 事業収支予算書(様式第3号)

4 市民委員会等副申書(様式第4号)

5 その他市長が必要と認める書類(団体の規約, 役員名簿, 総会資料)

《HP 検索方法》

旭川市トップページ → [暮らし](#)



【市民活動・参加・地域まちづくり】町内会・市民委員会



町内会 → [令和6年度町内会等活性化事業の追加募集について](#)



各様式は下記お問合せ先で配布しているほか、
ホームページにも掲載しております。



●その他

- ・補助金を充てることができない経費もありますので、必ず募集案内を御確認ください。より詳しい募集案内は地域活動推進課、各支所等で配布しております。
- ・事業内容や申請書類の作成につきまして、御不明な点がございましたら地域活動推進課に御相談ください。

提出・お問合せ先

旭川市 市民生活部 地域活動推進課

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎3階

電話：0166-25-6012 FAX：0166-25-3381 メール：chiikikatsudo@city.asahikawa.lg.jp